

三春町立御木沢小学校 学校いじめ防止基本方針

平成26年1月制定、平成27年2月改訂

1 いじめ防止に対する基本姿勢

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。

今日的な「いじめ」の特徴

- ① あらゆる子どもがいじめの対象となるおそれがある。
- ② 一人の子どもを複数の子どもがいじめる。
- ③ いじめの方法・手段が執拗かつ陰湿化している。
- ④ 観衆（いじめ行為を面白がったり、はやし立てたりする子ども）と、傍観者（いじめ行為を見て見ぬふりをしている子ども）が存在する。
- ⑤ いじめは、現代社会のひずみを反映している。

(2) いじめ防止に対する基本姿勢

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめ防止に向けて組織的に取り組み、いじめが疑われる事案が発生した場合には、適切かつ迅速に対処しその再発防止に努める。

- ① 「いじめ」の問題をとらえ、その発生を防ぎ、豊かな人間還啓づくりに重点を置いて日常的な指導を行う。
- ② 学級のみの問題にとらえず、共通理解のもと全職員で解決にあたらうとする意志と体制をつくる。
- ③ 早期発見、早期対応を可能とする方法や組織づくりを推進する。
- ④ 問題が発生した場合は、学校・保護者・地域・関係機関との協力体制を構築し、十分な意志疎通・共通理解のもとに早期解決を図る。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織

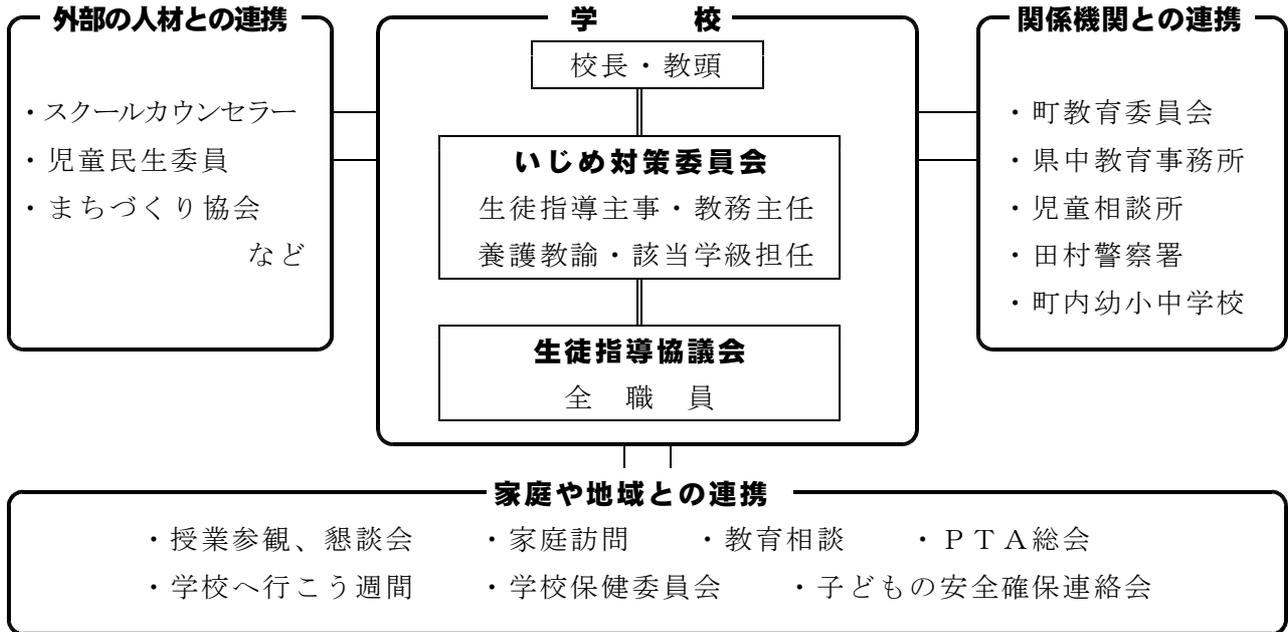
(1) 生徒指導協議会

- ① 構成員 全教職員
- ② 開催 月1回（職員会議後）
- ③ 内容 問題傾向を有する児童等に関する情報交換、指導について共通理解

(2) いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

いじめ防止及びいじめ問題解決に関する措置を実効的に行うため設置する。

- ① 構成員 生徒指導主事を中心に、校長、教頭、教務主任、養護教諭、当該学級担任
（必要に応じて）スクールカウンセラー、民生児童委員など
- ② 開催 年2回、または必要に応じて
- ③ 内容
 - ア いじめの防止に関する取り組みや研修に関すること
 - イ いじめの未然防止に関すること
 - ウ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）に関すること
 - エ いじめの早期解決（重大事態への対応を含む）に関すること



3 年間計画

1 学期	2 学期
<ul style="list-style-type: none"> ○家庭環境調査（児童の実態把握） ○交友関係調査（児童の実態把握） ○家庭訪問（保護者との情報交換） ○授業参観・懇談会（保護者と情報交換） ○指導を要する児童の調査（生徒指導部） ●いじめ対策委員会（今年度の企画立案） ●生徒指導協議会（月1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい相談（児童の実態把握） ○教育相談（保護者との情報交換） ○授業参観・懇談会（保護者との情報交換） ●いじめ対策委員会（今年度の反省） ●生徒指導協議会（月1回）

4 いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 児童が主体的に参加できる授業づくりや集団づくり
 - ① 基礎・基本の定着、学習に対する達成感・成就感を味わわせるための授業改善
 - ② 話し合いの充実、SSTの充実による居場所づくり、学級経営の充実
- (2) 教育活動全体を通じた人権教育、道徳教育などの充実
 - ① 命の大切さ、他人に対する思いやりの指導など道徳科の授業の充実
 - ② 関係機関と連携した福祉体験など学習機会の設定

- ③ 「小さな親切運動」の展開
- (3) 学級、異学年、全校生でのふれあいを通した望ましい人間関係の構築
 - ① 「交流のびのび」「なかよし集会」の実施
 - ② 縦割り清掃、通学班登校などによる日常的な異学年交流
- (4) 体験活動の推進
 - ① 学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科の充実
 - ② 地域の人材を活用した体験活動の展開
 - ③ 朝の時間を活用した読書活動の推進
- (5) 家庭・地域と連携した取り組み
 - ① 学校日より、学級便り等による保護者への呼びかけ
 - ② 学級懇談会や学校保健委員会などで保護者や地域と情報交換

5 いじめの早期発見に向けた取り組み

- (1) 日常的な観察
 - ① 授業、休み時間等の日常生活での様子観察
 - ② 日記、家庭訪問、個人面談による把握
- (2) 月1回の生徒指導協議会の開催
 - ① 全職員で気づいたことの共有、より大勢の目で当該児童の見守り
- (3) いじめの実態把握と適切な対応
 - ① ふれあい相談（児童）や教育相談（保護者）の充実
 - ② 定期的なアンケート調査の実施（6月・11月）
（*教育相談時に実施するアンケートも活用する）
 - ③ 全職員からの情報収集
- (4) 相談窓口の整備
 - ① 児童や保護者が気軽に相談できる体制整備

6 いじめの早期解決に向けた取り組み

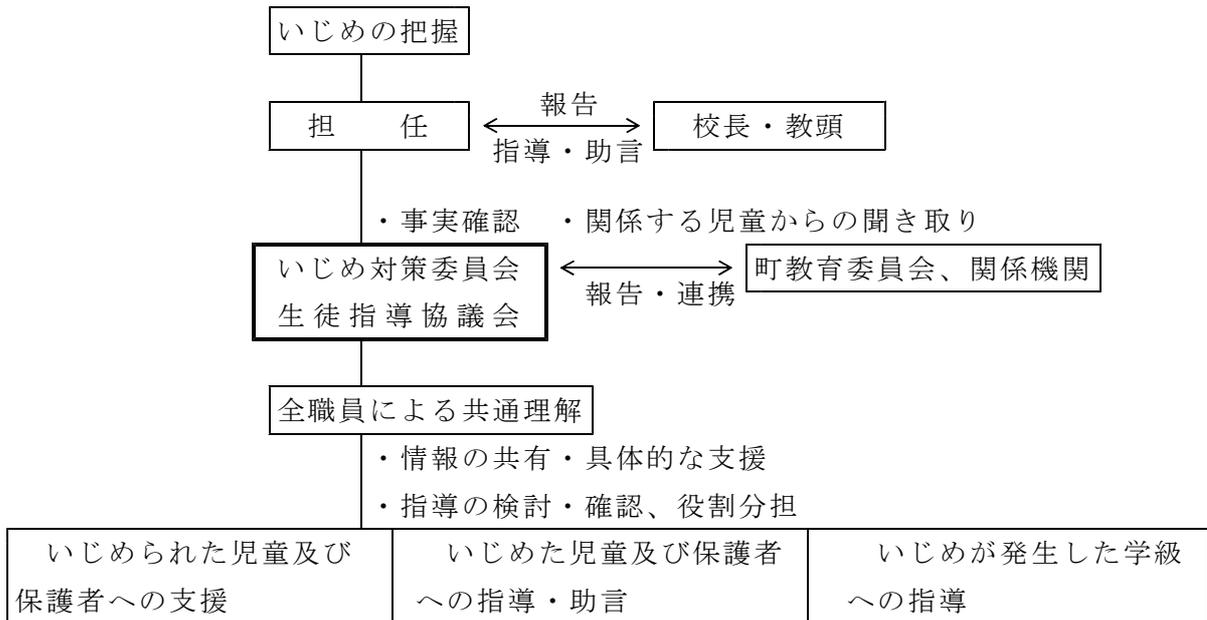
- (1) いじめ問題が発生した場合
 - ① 学級担任だけで抱え込まず、校長・教頭にすぐ報告
 - ② 全教職員で共通理解をもって対応を協議
- (2) いじめ防止委員会の開催
 - ① 生徒指導主事を中心に、いじめ問題の対応について協議
- (3) いじめ問題への対応のしかた

<ul style="list-style-type: none"> ① 綿密な情報収集と事実確認 ② 全職員による共通理解と適切な役割分担 ③ いじめられている児童の身の安全を優先にした指導 ④ いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導 ⑤ いじめの発生した学級全体への指導
--
- (4) 家庭や関係機関と協力した解決
 - ① 児童民生委員など外部人材の活用
 - ② 町教育委員会、町内幼小中学校など関係機関との連携

(5) いじめられている児童の心のケア

- ① スクールカウンセラーや養護教諭の活用

(6) 対応経路



7 重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第28条）

(1) 重大事態について

- ① 児童が自殺を凶った場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合 など

(2) 対応のしかた

- ① 学校は直ちに町教育委員会に報告
- ② 町教育委員会の指導のもと、いじめ対策委員会で事実関係を明確にするための調査
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供
- ④ 調査結果を町教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置の実行

8 研修

(1) 生徒指導協議会

- ① 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- ② アンケートや教育相談の実施と結果の検証

(2) 校内研修

- ① 現職教育を中心とした「わかる授業」に関する研修
- ② 生徒指導、教育相談に関わる研修
- ③ 情報モラルに関する研修